

2020年3月31日

肥後銀行ローン契約書規定等の一部訂正について

2020年2月28日付ニュースリリース「[民法（債権法）改正を踏まえた各種規定等の改定のお知らせ](#)」（以下、ニュースリリース）、肥後銀行ローン契約書規定（以下、規定）について記載内容の一部に誤記がございましたので、訂正いたします。

記

1. 訂正対象一覧

- (1) ニュースリリースの新旧対照表
- (2) 肥後銀行ローン借入申込書の規定
- (3) 肥後銀行ローン借入申込書（ワイド用）の規定
- (4) 肥後銀行リフォームローン・介護ローン借入申込書の規定
- (5) 肥後銀行教育ローン借入申込書の規定

2. 訂正箇所

- (1) ニュースリリースの新旧対照表
下線を付した部分が訂正箇所です。

① 肥後銀行ローン契約書規定・肥後銀行教育ローン契約書規定

訂正前	訂正後
第1条（適用範囲） 1. （略） 2. 本約定に基づく金銭消費貸借契約は、 <u>甲が甲所定の審査のうえ</u> 、借主に対して融資を実行した時点で成立するものとします。	第1条（適用範囲） 1. （略） 2. 本約定に基づく金銭消費貸借契約は、 <u>銀行が銀行所定の審査のうえ</u> 、借主に対して融資を実行した時点で成立するものとします。

②No.6 肥後銀行教育カードローン契約書（当座貸越契約書）

訂正前	訂正後
<p>第 18 条（契約の変更）</p> <p>1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この<u>約款</u>を変更する必要があるときは、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。</p> <p>2. （略）</p>	<p>第 18 条（契約の変更）</p> <p>1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この<u>契約</u>を変更する必要があるときは、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。</p> <p>2. （略）</p>

③カードローン Back Up（バックアップ）契約規定

訂正前	訂正後
<p>第 20 条（契約の変更）</p> <p>1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この<u>約款</u>を変更する必要があるときは、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。</p> <p>2. （略）</p>	<p>第 20 条（契約の変更）</p> <p>1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この<u>契約</u>を変更する必要があるときは、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。</p> <p>2. （略）</p>

④WEB カードローン取引規定・ATM カードローン取引規定

訂正前	訂正後
<p>第 20 条（取引規定の変更）</p> <p>1. 当行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この<u>約款</u>を変更する必要があるときは、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。</p> <p>2. （略）</p>	<p>第 20 条（取引規定の変更）</p> <p>1. 当行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この<u>取引規定</u>を変更する必要があるときは、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。</p> <p>2. （略）</p>

(2) 肥後銀行ローン契約書規定

該当する借入申込書の規定については、下記のとおり「甲」を「銀行」に読み替えをお願いいたします。

なお、本訂正によるお客さまのローンの借入れ条件への影響や新たなお手続きはありません。

訂正前	訂正後
第1条（適用範囲） 1. （略） 2. 本約定に基づく金銭消費貸借契約は、 <u>甲が甲所定の審査のうえ</u> 、借主に対して融資を実行した時点で成立するものとします。	第1条（適用範囲） 1. （略） 2. 本約定に基づく金銭消費貸借契約は、 <u>銀行が銀行所定の審査のうえ</u> 、借主に対して融資を実行した時点で成立するものとします。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

肥後銀行 個人営業部

担当：渡辺

電話 096-326-8681